

(308)

今、其の事を思ふに、數日前の如し。而して君世を謝して殆んど將に十年ならんとす。孰か謂はん、「壯者は去りて老者は留り、才者は沒して不才者は存せん」と。悲酸梗塞自ら堪ふる能はず。則ち又酒を以て之に澆きて曰く、「修短は天の賦する所にして慶弔は人の時に有る所、余方に人を得るの賀をなさんと欲して君瀧ち朝露に先だつ。今は編を読み、紙上に之を弔せざるを得ず。而して兒女子の語を作して弔するを欲せざるなり」。

阮嗣宗、廣武に登り、楚漢の戰處を觀て歎じて曰く、「時に英雄なし、豎子をして名を成さしむ」と。嗚呼嗣宗の痛く漢高を貶する所は、乃ち其深く之に予ふる所以なり。余是編に於ても亦云ふ宅君其の首に弁して之を推奨す、世果して之を知る者あり、以て不朽に託すべし。

正徳甲午仲冬上澣

水戸府下 潛泊齋安積覺跋

## 保建大記 下終

## 中興鑑言（原漢文）

三宅緝明著

## 論勢

勢は猶水の如きなり。涓々に始まりて、漸々に積み、以て汎漫澎湃、一決して去るに至れば、則ち防ぐに千里の堤を以てすると雖も、亦禦ぐ可からざるなり。勢の王室を去るや久し。其の由る所を原ぬるに、亦將に何れに在るか。蓋し土地兵甲は、勢の實なり、本なり。禮度名數は、勢の文なり。未なり。二つの者相無かるべからざるの術にして、其の能く輕重を審かにし、以て低昂を制する者、必ず先づ其の本を厚ふし、其の實を積み、豊大盛強、自ら其の中に弸ることあり。而して此れを以て行ふ不可なる所なし。

凡そ正朔の頗ち、爵位の等より、條教法象、冠裳書軌の制に至るまで、上下遠邇、唯、奉行及ばざるを恐れて、而して勢斯に張る。之を梁を喰くひ膏を啜ふに譬ふ、以て其の腹に實つる有つて、而して後、風丰氣色、外に溢れて旁に達するなり。食はざれば、神羸る。實を失へば勢去る。

我が前神聖王、灼かに其の故を知り給ふ。其の仁、天の如く、其の明、日の如く、欽畏儉勤、以て止

中興鑑言

(309)

まる所を定め、もつて天下を跋涉討伐の餘に創じ。嗣皇繩々、仰ぎて貽謀に遵ひ給ひ、民籍戎政（○軍）  
軍の柄、常に上にあり、百千祀に亘りて、敢て遠越する者あることなし。而して昇平の久しき、生れ  
ながら帝王たる者、億兆の上に坐し、宮帷の中に長し、亢して降らず、日に逸樂に就く。政を爲せば  
例に比し、材を用ふれば品流（筋）<sup>○家</sup>にす。倭歌伶樂、以て俗を化するの具となし、賽神佞佛、寵僧崇  
巫、以て永命を祈るの資となす。夫の軍國機樞の務と征行暴露の勞とに至りては、擧げて之を賤しき  
有司の者に委ねて、不間に置き給ふ。天の君を立つるは、將に以て斯の民を愛せしめんとし、而し  
て民の我れを戴くは、亦皆前王遺徳の致す所たるを知り給はず、乃ち昂然としておもへらく、天上の  
人、足土を踐まず、固より吾が職なりと。

吁、英傑の人、何れの代にか之れ無からん、上に在らざれば、必ず下にあり。藤氏の政に干るや、盤  
據専迫、已に咽に下らず、因循の際、上下日に遠く、文武日に離れ、海内控弦の士、隱然心を源平二  
氏に歸し、其の威に畏れ、其の恩に懷き、之れが奴となるを甘んず。而して保元・平治の間、淫蕩の情、  
彌々甚だし。遂に自ら三綱を廢り、以て骨肉の亂を造すに至りては、則ち我が常に指して武人卒吏は  
共に殿陛の上に歯すべからずとする者、源義朝・平清盛の如き、既に其の手を假りて以て其の私を濟せ  
ば、則ち又其の功に答へ其の欲を墮てざるを得ず。子弟清要、朝班に益ち、食入の郡縣、寰内に跨り、  
上皇元相、且つ呵斥幽廢に遭ひ、萎縮して以て止み給ふ。この時より一旅卒と雖も、得て而して其の

命を制する無く、兵甲の權移れり。

尋いで源賴朝の起るや、廟謨の幸とし給ふ所。其の盜に頼りて我が寇を除き、其の虎を延いて我が狼  
を驅る。足を義仲に跌破<sup>くつき</sup>、魄を義經に褫<sup>く</sup>はれ、恆辱姑息、方に其の哮囂呑嚥を逃るゝに暇あらせ給は  
ずして、關左の地、全然既に其の所有となる。府を開き邑を頒ち、吏を置き將に命じ、攻撃四出、唯  
其の爲す所、中畿を蹂み、山陽を鉗き、南海を撃き、西紫<sup>みどり</sup>を廢しにし、兵の加ふる所、蓋し徧からざ  
ることなし。而して後、恫疑虛喝、劫すに威虐を以てし、卒に總守護の請を出し、一舉して之を取る。  
此の時より、一莊邑と雖も、其の課を責めざるなし、土地の權移れり。爾後、天子の食み給ふ所、提  
封限りあること。侯國の如く然り。而して職田采地神封僧業日に剝蝕に就くこと、蠶の葉を食ふが如  
し、朝廷知らず。知ると雖も問ふこと能はず。或は冤を抱く者、亦往いて鎌倉に訴へ、其の聽斷を取  
る。而して上の出し給ふ所、正朔のみ、爵位のみ。其れ鳥<sup>いづく</sup>を以て乾綱を振ふて、民志を威すに足らん  
や。

後鳥羽帝、兒戯の拳を以て、虎口の牙を試み給ふ。一敗逐辱せられ、祇に以て其の虐儀を煽ぐに足る。  
而るに後醍醐帝天資英邁、即位の初めより、中興を建明し、以て國恥を雪ぐを思ひ、王澤未だ斬えざ  
るの餘に據りて、而して賊運垂亡の會に乘じ給ふ、始めは勤勤、諄んで發せず、終りは難關擋けて撓  
まず、遂に天人合應するを得、而して豪俊争ひ附き、義旗の指す所、枯を摧き朽を振ひ、以て元兇を

(312) 勤王文庫  
藏し、宿猾を勧し、而して天下の民を擧げて、其の版籍に載せ、廷に籍類せしめ給ふ。功德の盛なる未ざ前に聞かざるなり。

然りと雖も、土地の大利、兵甲の大威、小人の畏るゝ所にして、大人の争ふ所なり。之を假るの久しき、人心風骨、此れに背き彼れに向ひ、復返すべきこと難し。ここを以て彼の豢養に馴れ、功利を徼め、慣れて悍鷙をなし、以て衣冠を嗤笑する者、其の心固より快々、業を易へ産を失ふが如きあり。而して深姦大志、竊に觖望を懷き、以て朝廷を兒視する者、亦鷹の如く窺ひ、狼の如く顧み、將に待つて以て其の間に發せんとす。一時これが上たる者、固より聰明神武、豁如大度、驅策牢落、大に人再造の功を完うせんや。

而して帝の如き、今得る所を怙みて、古の喪ふ所を遺れ給ふ。業就り志汰りて益々宴宅を恣にし、土木珍異、内謁賜賞、競うて縉紳に與へ、樂を一朝に取り、意欲日に廣く、國計匱乏を告くれば、乃ち租税を加徵し、錢鈔(幣)を作爲し、紛々として自ら支持し給はず。一諫臣藩宗(親王)ありと雖も而も言納れられず。死して尙知り給はざるなり。壅蔽の極、處置乖錯し、以て夫の姦雄(足利)を關外の野に縱てば、則ち黨舊聲類、四面齊しく起る、眞に士崩して瓦解するに均し、又收む可らず。之を卒ふるに車駕南幸し給ひ、將士日に以て震懾し、境土日に以て削蹙し、僅に虛器を窮山幽谷の間に擁

し給ふ。力竭き勢迫り、劫和を聽いて舊都に入り、南都滅びて、天下永く足利の有と爲る。嗚呼、事之をし、爲すべからざるに至らしむるもの、一に人主自ら之を爲し給はざるに由る。而して之を爲すべからざるの至は、之を爲さんと欲すと雖も亦得べからざるなり。然らば則ち後の之を爲す如何。曰く勢なり。依て而して之を導かんのみ。

### 論義

#### 興復二條

後鳥羽院、北條氏強專し、朝權日に替るを患ひ、兵を徵して之を討たんことを圖り給ふ。土御門院諫め止め給ふも聽かせ給はず、終に西海(岐)の御幸あり。四條帝崩するに臨み、嗣なし、北條泰時、乃ち土御門院の子邦仁を立つ、これを後嵯峨院となす。帝位を獲るに及びて、更に北條氏を滅ぼして、以て國恥を雪がむことを懷せられしも、時未だ可ならざるを以て、發し給はず、遂に位を長子久仁に譲り給ふ。これを後深草帝となす。在位十三年。帝、性柔にして疾多し、而して皇弟恒仁生れながらにして、英穎、材力多く、雄武の資あり。後嵯峨院、意、其の體胤に藉つて其の志を濟すことあらんを冀ひ給ひ、乃ち命じて後深草帝に代らしめ給ふ。これを龜山帝となす。

帝、子、世仁を生む。後深草院も亦先に子、熙仁あり。而も後に後嵯峨院、特に世仁を取

り養ふて左右に在り。之を立て、皇太子と爲し給ふ。崩するに臨みて、手詔を北條時宗に賜うて曰く、「朕は固より卿が家の援け立つる所、今よりして而して往、繼代の事、一に策定に依らんと。別に密勅を中に留めて宣ふ。」朕懷ふ所あり、其れ當主(龜山)の裔を以て世寶祚を受けしめ、新院は特に長講堂の領百八十所を賜ひ、以て子孫の食沐に給せよ。」と。後、後深草院、位事の故を以て、帝と媾じ給はず。時宗に告げしめて宣ふ、「己、嫡嗣なり、子孫當に迭に立つを得べし。先帝の遺意、本と専ら當主に屬するにあらず。」と、時宗密に人を遣して大宮院(○延喜岐帝の后、後深草龜山二帝の生母なり)に啓問す。大后院答ふるに先帝の遺命は實に今上に屬するを以てし給ふ。是れに由りて時宗始て亦之を信す。帝位を皇太子に譲る、是れを後宇多帝となす。立つこと十三年、時宗、更に計りて兩統を設け建て、以て廢立の權を制し、熙仁を以て太子と爲さんと請ふ、稱して謂ふ、「本院(○後深草院)」は嫡長、它的過失なくんば、其の裔、宜しく永く廢すべからず。」と。

龜山院及び帝、大に以て憤をなし給ふ。而して熙仁遂に立ち給ふ。これを伏見帝となす。帝、子胤仁に譲り給ふ。これを後伏見帝となす。帝の時、伏見院、北條貞時に言はしめて宣ふ。「龜山帝承久の耻を雪かんと欲するなり、一日も懷に忘るゝを肯てせず。其の裔、位にあらば亂それ至らん。朕が家の如きは、永く關東と無事を圖らんのみ。」と、貞時因て策

定す。兩宗迭に嗣ぎ、限るに十年を以てせんと。こゝに於て後二條(○後宇多)花園(○後伏見)二帝相承けて以て立ち給ふ。凡そ後深草帝の裔は稱して持明院となし、而して龜山帝の後は、稱して檀林寺となす。初め後宇多院次子尊治を生み給ふ、龜山院其の穎悟を愛し、亦取りて之を養ひ、心常に其の位を獲んことを祈らせ給ふ。花園帝の立たせらるゝに及びて、後二條帝の子邦良を以て太子と爲せられんことを議す。後宇多帝可かずして宣ふ。「朕慮る所あり、宜しく先づ尊治を立て、次に邦良に及ばすべし」と、尊治已に立ち給ふ。之を後醍醐帝となす、則ち夙く與復し、以て後鳥羽の憤を繼で、而して後嵯峨の志を畢らんと圖り、竊に兵士を徵す、諸はずして止む。皇太子邦良薨するに及びて、北條高時後伏見院の子量仁(嚴帝)を立て、太子となさんと請ふ。帝乃ち權中納言藤原定房を遣はし、後

伏見院は權大言藤原俊光を鎌倉に遣はし、其の事を對辯せしめ給ふ。定房陳言すらく、「持明院の家、位にあらせ給はゞ、長講堂の領を併せ有つ、當帝の家、位を去らせ給はゞ、何の給を得させ給ふ所ぞ、長講堂の領、既に彼に附けば、則ち皇統當に我に歸すべし。然るに關東の請を以て屢々易へ置かれ、兩宗を設け限るに十年を以てす、并に先帝の遺意にあらざるなり」と。高時詔を奉するを肯せず。帝怒らせ給ひ、遂に又兵を擧げ、而して北條氏誅滅に就くといふ。

中興の事、其れ已むべけんや。源氏時亂に乘じ、姦計を創め、竊に我が祖宗の土地を有ち、威強を挾んで、沮抑を肆にせしより、其の名は天子と爲りて、手を拱き爲す有ること能はざらしむること。蓋、旗のごとく然り。後鳥羽帝之が憤に勝へ給はず、倉卒舉ぐることあり、陪隸(○北條義時)の徒、則ち益々猖獗、旗を抗げ闘を指し、取りて而して、之を窮海に幽し、終天歸り給はず、當時衣縷横に流投居戮の惨にかゝる者、亦其の幾くなるを知らず。辱、已に甚だし。後嵯峨帝に至り、常に報雪せん事を懷ひ給ふ。時非に、勢乖き、隱忍身を終へ、纔に其の意を孫子百年の後に貽して、濟すことあらんを庶幾ひ給ふ。而して後醍醐帝乃ち赫然として奮怒し給ひ、四方を糾合し、壁に嬰り一戦し、破れて摧けず、遂に渠魁(○北條高時)を殄ち、支黨を夷げ給ひて、幾んど噍類なし。凡そ日月の照す所、漸海極陸、奔走して命に歸せざるなし。則ち列聖二帝在天の靈、於に以て慰するを得たり。其れ豈已めて而して爲さる可けんや。賊、再び起り、彊圉守を失へば、則ち復神器を抱負して徒步南行したまひ、草萊を披いてもつて居り、手掌の地を擁して、滔天の寇に敵し、寧ろ討滅を以つて之れ期と爲し給ふ。其の氣の激する所、三世に及び、疲れたるを扶け、倒れんとするを支へ、紹述して廻さず、能く一たび敵の虛に乘じ、神京を復し給ふ。而して亡ぶるの已に久しきも、遠裔遺孽、或は舊を招きて兵を擧ぐる者、或は鬪を驚かし輩を奪ふ者、或は王を山中に稱し給ふ者、山谷樵蘇の民と雖も、猶能く其の橡栗を貢して、以て之を奉庇す。夷穀銷散し、塵斬灰滅して後已む。應仁の間に至るまで、蓋し南朝の王子なるものありて存す。之を要するに天命の歸する所を知らず、應に稱して頑と爲すべく、其の志たる亦悲むべきなり。如し其れ帝の徳終へず、功成り給はず、祇に以て王室の陵替を速いて、五十年間、百萬の生靈肝腦地に塗るを致す者。豈に之を卽むに足らんや、義、其れ烈なるかな。

世に傳ふ、帝・吉野に在ませる時、手から合子を造る、葛根之を爲す。或は云ふ、松根之を爲すと、今に至り其の器を以て茶を行ふもの、賓主の禮加はることありと云ふ。夫れ南朝のこと微なり。當時壟土僻狹、四方梗絶、供御且つ給すること能はず。前者の紛奢繁華の娯み、一もある所なし、而して徒に雕刻の器玩を爲り、以て尙方細作の事に效ひ、用ひて以て日を過ごさせ給ふ。其の無聊亦知るべし。然るに其の復讐反正の念と爲るに至つては、則ち日夕飲食の次、戯劇歌詠の餘と雖も、毎に其の意を寓し、懷乎として忘れ給はず。嘗て宴天明に至る、藤原隆資歌を作りて曰く、

還幸鳴吉野山鳥

くわんこうとなくや、よしのゝ、やまがらす、

かしらもしろし、おもしろのよや。

蓋し其の音を按するに、亦能く振うて而して衰へず、其の能く偏安の業を至危の際に建て給ひ、餘燼炎々として、隨うて撲ては隨うて起り、數世に延いて盡くるに歸し給ふ。豈に此を以てせざらんや。終ること能はずと雖も、君子其の志を哀んで、而して其の義を予ふ。

## 兩統

(318) 大一統之を王と謂ふ。王有つ所の位は之を天に得、之を祖に承け給ふ、其の長を推し賢を擇ぶに至りては、一已に之れ由り、它人の擬議を得るを容れざるなり。北條氏遙に朝政を握り、公卿を斬刈し、數々天子を絶海の孤島に竄す。爲す所自ら虐戾を極めて。而して人心の未だ厭かず大義の誣ひ難きを顧る。乃ち深く懼れ巧みに計り、兩統の義を建つ、謂へらく、期待代遷の間、未だ得ざる者必ず己が力に藉る。而して我れ毎に擁護の功を享け、彼も扶翊の恩を懷く。既に得る者は、或は己が令に背く。而して我れ毎に皇胤分争の名に憑り、彼もまた位を貪り約を渝ふるの咎を受く。此れ以て永く廢立の権を持ち、弑逆幽斥も諉する所有るを得べきなり。茲れより歴の後、宸極の上達旅の如く、授受の際更番の如し。生む所ありと雖も、與ふるに其の有を以てするを得ず。其の入れて子とする者、固より迫る所あり、而して尊んで父とする者、亦挾む所あり。父子の親、唯勢にこれ徇ひて、而して天統屹爾として分立す。豈に理ならんや。元弘の時、持明院主、果して朝廷の密計を漏し、其の位を遜るを冀ふ。北條高時亦廢黜公行、更に立つる所あるを得て、而して足利氏に至り、一に遺轍に遵ひて、以て天下の耳目を迷はして而して、首罪の責を分たんことを規る。計、狡と謂ふべし。

## 正統二條

(319) 統の歸すると歸せざると、朝廷の名分已に定まる。固より臣子の敢ていふべき所にあらず。而して後村上帝の時、一侃々たる中院公(○北畠親房)あり、王迹の衰極、民の將に其の仰嚮する所に迷はんとするを懼れ、乃ち神皇正統記を著はす。肇國に本きて時主に至り、以て神器の歸するあるを推して、而して皇緒を將に絶えんとするに掲ぐ。論者或は其の微を顯はし正を扶くること、幾んど春秋の遺意を得たるを謂ふと云ふ。

恭しく惟みるに、百王の傳、嫡々相承け、子は以て孫に授け、兄は或は弟に及ばず。神功の朝を擅にし給ふも、亦應神の正儲有り。武烈の嗣を絶ち給ふは、即ち繼體の入りて立ち給ふを得。未だ嘗て、餘閑寡僞、其の次を沮して其の曆を曠しうするを容れず。平將門の命を梗(梗)が如き、踵を旋さずして、梶夷に就き、平氏の暴、源氏の姦、之を取るの易き、掌を反すが如きも、猶能く位號を奉じ、臣節を效す。戴く所あるにあらざれば、則不可なり。豈前王威徳の烈と我が邦人心の正しきとは實に以て處夏商周に軼ぎて、而して宋主の歎愧を起すに足る者あるを以てにあらずや。(○宋の太宗日本來朝の僧麻然を召し皆官を世々にするを聞き、歎息)特に延元搶擾の際に至りて、南北瓜分し、各正朔を建て、蒼生をして兩日を戴かしむるもの、凡そ幾十年、正統の論作る。余、公の此の書を觀て、大に以て世道の降るを歎すと云ふ。

或る人いふ、正統の辨、多きを以てすることなく、神器の歸する所之をトするのみと。曰く固よりなり。而して未だし。此の器の如きは、祖考の精爽、憑て以て祚を護りて、國を鎮する所、秦隋僞製し、

誇りて天に承け命を受けたりといへるの比にあらず。神人之を以て離れず、民物之を以て移らず、上常に崇畏墜さざる心あり、下、永く覲覩不逞の崩なし。而して器の臨むところ、亦必ず統、當に續くべくして、徳、稱ふるに足る者にあり。統と器との分、判れず。而して淳朴の散じ易く、人僞の日に開くや、姦猾の徒起るに及びて、おもへらく、世々富貴を享くるもの何人ぞ、取りて而して之に代るべしと。乃ち世の亂、政の弊を伴とし、其の詐力を肆にし、土地の大利を一擧して去れば、則ち我が有する所の黄袍峨冕、岌岌として徒に虚貴となる。器の徳、こゝに於て輕からざること能はざるなり。

彼れ又おもへらく、これ前代の遺物のみ、存すると存せざるとは、庸<sup>なま</sup>ぞ僞<sup>まん</sup>也。南朝之れあれども、斥けて之を滅す。北廷之れなけれども、推して之を奉すと。廢立自由なれば、顯はに言ふ尊氏は効なり、良基は璽なりと。或は傳國の寶を擁し、臨んで以て之を制するものありと雖も、怒然として己に之を郵むことなし。而して其の勢遂に將に兵をして切かし威をもて迫まり、之を正嫡の家に奪うて、これを庶孽の裔に與へ、扶けて以て天下に令して而して後に止まんとする。この時に當りてや、我れ又詛を以て聲<sup>なま</sup>して之を討するを得ん。統の歸、ここに於いて辨せざるを得ざるなり。余、故に曰く「正統は義にありて、器にあらず」と、夫れ周の成康全盛の時、誰か德と鼎とを分たん。政衰へ楚人來り問ふに及びて、乃ち答へて曰く「徳にありて鼎にあらず」と、其れ亦季世の言のみ。後の余が言を觀

ん者、將に益<sup>ミ</sup>世道の降るを歎せんとすと云ふ。

予、已に統と器のことといへり。退いて其の終始を考ふるに及びて、蓋し聳然祇感し、汗の背に渾<sup>あわ</sup>れるを知らず。夫れ神器の傳、百王親しく相授受し、以て後醍醐帝に至る。北條氏帝を幽し、迫りて新主に傳へしむ。與へず。再び請ふ。乃ち授くるに鏡及び僞劍璽を以てし、其の眞は自ら海上に隨ふ。尊<sup>そん</sup>帝僞劍璽を携へて東に奔り、鏡を宮中に遣し給ふ。車駕闕に歸へるとき、三種復全うして、僞劍璽も亦護良親王之を奪ふ。駕の延暦寺より歸り給ふとき、足利尊氏又迫りて之を取る。時に鏡劍璽皆潔め僞造し、出して以て之を授け給ひ。其の眞は又自ら隨へて吉野に幸し給ふ。後村上皇帝の京都を攻め給ふや、悉く僞寶を收め給ふ。後鵮山帝の講和し給ふに及びて器終に洛に入る。是に由て之を觀れば、其の器の臨む所、實に其の統の當に續くべきものに在り。而して爰に南北混一に及びて、器歸し統正しく、萬々世の下、復姦臣戒子、顧<sup>たま</sup>其の間に朶<sup>たま</sup>るゝを容さず、神の徳昭なるかな。畏れざるべけんや。

### 論 德

#### 修 身 二條

久しきかな、帝王の學の廢するや。而して其の緒の未た地に墜ちざる者は、洵に前聖の遺徳、洽く人之心に在りて、磨すべからざるを以てするのみ。然りと雖も所謂學は、それ豈に之を語言に喩し、これ

を方策に布いて、而してこれを事爲文禮の末に質すを爲さんや。蓋し天地の化是の如く行はれ、祖考の靈是の如く明かにして、而して、神璽は(○御鏡を併せて亦)其の邊る攸、人は其の歸する攸、之が親子孫たる者、惟れ慎み惟れ直くし、怠らず邪ならず、以て貽訓を體して、而して遺器を同床共殿の上に奉じ、之と語り之と默し、之と游衍し之と出往し、之と内に座し廷に臨み、以て億姓を統べて群衆を理め、造次も且容るに私を以てすること能はず。則ち我が俊德の歛め昭かにする所の者、永く太陽と並び懸りて、身に主とし民に極たる所以のもの亦皆帝の中に協うて、天の常に率ひ、神人祖孫、ここに混合して間隔あることなし。宜なり、其の祚の穹壤を窮めて移らざるや。此を天子の學といふ、而して純古の教、其の淵源たる豈穆乎として深からざらんや。

世に所謂神道者流なるものあり、或は云ふ、瓊は以て天下を妙治し、鏡は以て山川を明照し、劍は以て不順を斷征すと。或は云ふ、瓊は慈悲なり、鏡は正直なり、劍は決斷なりと。或は云ふ、瓊は以て身を修め、鏡は以て心を正し、劍は以て知を致すと。或は云ふ、知仁勇に配すと。或は云ふ、日月星に象ると。或は云ふ、天地人に則ると。或は云ふ、鏡を以て主となすと。或は云ふ、瓊を以て本となすと。或は云ふ、心に三種ありと。或は云ふ、三種十種に分ると。嘗て其の説を考ふるに、縷舉するに勝へず、而して殊に知らず、祖訓の在る所は、劍も亦可、瓊も亦可、之を一にするも亦可、之を二にするも亦可なることを。特にこの三者佩服寶重、日常臨視して以て其の容を照す、其の身の親む所、

心の愛する所、これに如くは無し。是を以て手にして之を授けて宜はく、猶、吾れを見るが如くせよと。則ち受けて奉する者惕然誠發し、整齊感通し、身と器との在る所に隨ひて、祖考の精神、左右に昭かに、上下に盈ち、得て蔽ふべからず。これ乃ち器は即ち人、人は即ち天、國脉之に由つて傳へ、皇道之に由つて生す。聖子神孫、臣工黎民をして畏保欽仰して自ら墜すこと能はず、而して貴賤上下の位、禮樂政刑の施、其の叙に遼ひ、其の度を正し、自ら棄ること能はざらしむる所なり。それ豈に言に喻し、理を論するを須つて而して爲すものならんや、説く者適に其のキ易至簡、口舌に施すことなきを以て憂と爲す。象に依り類に假り、釋を援き儒を混じ、紛糾支離畢く王教精微の旨をして繫然として日に失はしむ、豈に歎するに足らざらんや。其の他流れて巫祝精を資する術と爲らざれば、則ち難りて浮屠妖を賣る媒と爲る。梵典を讀む者は上世の神明を指して、以て金狄の化する所と爲し、國系の源派を推して以て、班吳の出と爲す。聖を侮るの罪、罪たる如何ぞや。近世に至り、又宋儒性命の説を取りて、以て之を張皇文飾し、陽に牽合を忌みて陰に剽竊を事とす。諉して曰く、理・四海に準す。期せずして同じと。則ち言は誠に似たり。而して眞は益々亂る。帝王の學の廢するや固より久しきかな。

後醍醐帝の學とし給ふ所以のもの果して何ぞや、曰く、倭歌なり。古の聲何ぞそれ希にして、而して後の詠何ぞそれ聲ざ。在昔の時、純忠不雜の徳を秉り、恭默無爲の化を施す。内の存する所常に足

り、外の發する所必ず節ありて、而して其の事物の感に値ひ、溢れて以て聲となる。音楽節奏、歌ふべきに至る者、蓋し時にして乃ち之れあり。之れあるも亦必ず樂んで淫せず、哀んで傷らず、以て中和に講うて、敦厚に歸す宜なり。其の皇化の清うして、民欲の淡きや。世の漸く遷るや、趨尚澆浮にして、内搖くが如く外熾くなるが如し。男女の交、悲愴の感、駢集して互攻する毎に、其の喧嘩聲の音と、綺艶促初の詞とを藉りて、以て吾が鬱を泄さざること能はず。意至り言隨ひ、制止を知らず。而して玩んで流風と爲す。每世必ず編撰する所ありて以て一代の大典と爲す。廟廊の上冕を傾け珽を支へ、俛焉吟哦し、日を過し思を凝して、而して神を時花流景閨房離尊の間に費す。抑太平の餘華觀るに足るべきことありと雖も、而も淫佚を誘ひき、文弱を資く、弊も亦多し。宜なり其の以て夫婦を經めんと欲して益亂れ、而して以て風俗を美にせんと欲して彌々靡ることや。帝尤も其の藝を嗜み給ひ、精を専らにし意を刻し、寢食置かず、著す所、幾千首に下らず。當時專門の流と雖も、與に巧を争ひ難し。其の時を安んずるの力を信すること、歌を作るの巧に勝たず。而して優游玩悋の態、柔情曼容の娛、因りて以つて潛り暗に長じ、姿勢をして多言し、上下をして諭安せしむるを致す。亂これより階して振はざるに終れば、則ちこの學や梁文の宮様を創め而して陳主の新聲を制すると笑んぞ異ならん。(果の簡文帝詩を作り、之を宮様といふ。陳の後主妃嬪御客と詩を賦し其の艶麗なるものを乘りて之を新聲に被らしむ。)

曰く、佛教なり。君たるの職、唯々天にこれ事へ、承くるに徳を布き政を行ふを以てし、祈るに精を

勵まし誠を致すを以てし、或は恠異以て謹告せらるゝに遇へば、又益々恐懼修省して憚らず。蓋し其の終夕の頃に乾々として、而して一息の存に孜々し、務め此の日に在り、其の心を貳つにするに遑あらんや。これ古の能の穹玄をして、豫を降さしめ、群靈をして、和を致さしめ、下をして札瘞の患を免れしめて、而して上をして壽康の福を歛めしむる所以なり。君心の非なるより、邪說由りて興る。其の怠るが故に、上下の神祇威臨目に遠し。其の暇あるが故に、得難きの欲を求め、旁ら不經に赴く。而して咒詛の災命に於ける、厭離の死生に於ける、來とて吾が虛に乘じ、信じて且固し。嘗て朝廷の典禮を讀むに、一歳の行事、半ば修法に在り、乃ち聖體と雖も、或は徒跣して行を練り、山林を周歴せざらんを恐れ、而して機政の務、將に以て暴亂を鎮の背谷を塞がんとする者をも、亦専ら祈禳厭蠱の小數に委せしむ。これ後の治暗く法荒み、野に金革多くして、而して國危蹙の憂を懷く所以なり。帝夙く禪旨を悟り、密法に精しく、僧人を招いで以て鎌倉を詛ひ、親ら金輪の法を修め、六波羅の平ぐを祈り給ふ。而して足利氏の強、以て勝服する所を知らずして、外國の僧を延いて之れと問喝し給ふ。行宮に絶に臨めば、乃ち妻子珍寶及王位臨命終時不隨者を唱へて以て要義と爲し給ふ。而して色に耽ふ用(用)て、而して臺城荷々の泣をする者(○梁の武宗の事を用ふ)と笑んぞ異ならんや。帝の豈に聴なるを以てして、

(326)

之をして退省し、其の聲を嗚んで以て節情の正に反り、その位を慎んで以て奉天の誠を盡し、淫蕩を絶ち、邪左よざを杜ぎ澄然以て其の本源を定むることあらしめば、則も既に同床共殿の器と前に在るに對越し、宵ざる所無くして、而して祖考闢く所の土地人類、亦將に舉げて躬に付せんとす。惡んぞ以て蒙正の業を振ひ東諸國を夷げて、而して烈を神武に並べ給ふべからざらんや。(○神武紀に曰く、是の時連端ハシノシタを治むと。) 帝王の圖を建てんと欲して、而して帝王の學を講じ給はず。惜いかな。

帝王の學、其れ果して今に絶ゆるか。曰く否。余帝の顧命の詔を讀むごとに、未だ嘗て毛髮竦起し、凜々として其の容を前に祀奉るが如くならんばあらす。何ぞ其れ烈なるや。列聖の緒業を荷うて而して二帝の深讐を懷き、唯々報雪をこれ忘れ給はす。始め北條氏を圖る時、左右の文臣、南北の僧徒、加ふるに一二の武人を以てして、其の謀畫を贊ぐ。後の足利氏を拒ぐとき、人心重ねて搾しづき、兵鋒仍に挫け衣冠の子弟、敗亡の餘卒を率ゐて以て、南山に棲む。蓋し濟ると否とは萬にして一を倖すべからず。其の間貔貅ひきゅうに圍まれ、魑魅ちめいに投じ、煙築を衝き波濤を踏み給ひ、親しく玉體を以て水火を試みて、凍餓に堪へ給ふ。既に得て復失ひ、叛服忽ち變するに及びて、骨肉の慘に罹るを悼んで、爪牙の並び斃るゝに愕く、播遷狼狽、幽迫窮蹙、僅に鳥巢獸窟と鄰伍を相爲し給ふ。危きの至りといふべし。而して帝特に斷然必ず行ひ固く守り、嘗て成敗終始に移されず。彌留に至りて、嗣主を勵すに賊を討するを以てして宣はゞ、是れ吾が志なり、汝等遵はずんば、子として孝にあらず、臣として忠にあらず。

## 治家三條

天徳の純は、王道の息まさる所以なり。帝固より多々の欲ありて念慮に難り、而して云々の事、吾已すと。言訖り、劍を崩じ給ふ。これ其の一念の明、燒るゝに至りて熄きます。藏うて愈々ますます熙ひかに抑へて愈々ほほ躊躇ちぢめる帝の復た大物を一旦の頃に有つて神器を五十祀の久しきに奉持する所以の者、豈に茲に在らざらんや。擴めば則ち至らざる所なし。帝王の學堂に特に古に行はれしのみならんや。

## 治家

天徳の純は、王道の息まさる所以なり。帝固より多々の欲ありて念慮に難り、而して云々の事、吾已に其の終らざるをトす。何ぞや。曰く。内寵盛にして女謁行はるゝを以てなり。

夫れ妖治の態、長舌の属、其の本心の蠱荒、神鑑の昏蔽を速いて、而して譏斯に行れ、賢斯に隠れ、忠斯に害せらる奠安に屬すと雖も、階して以て亂を創むること、古よりして是なり。況や恢復を以て已が責と爲す、薪に伏し膽を嘗むるこれ及ばざらんとして、女徳の累、先聲美ならず、既濟の後に逮なり。乃ち百度繆濫し、骨硬跡を避けて、而して將卒心を離すに至るも、亦皆昏荒に之れ由らざることなし。成つて復敗ること豈異日を待つて知らんや。

聖人「終始惟一」といふ所のものは、其の能く始めに立ちて動かす、以て終に要して變せざるをいふなり。「初めあらざることなし、克く終あること鮮し」といふ所のものは、其の終を始めに戒むるなり。易の乾坤、詩の關雎に至りては、又陰陽夫婦を以て、垂訓の首と爲さんとす。則ち王業の終を克

(328) するは始を慎むに在つて、而して始の慎む所は、正に色に在るを見るべし。治亂の機、端を造すこと微なり。

知らずして之を爲す、之を愚と謂ひ、知つて之を爲す之を迷と謂ふ。色の人國を禍すること尚いかな。而して聽察の主、材智の臣、毎に其の耽溺を爲し、蕩として復返らす、以て身を喪ひ邦を覆すに至る。其れ知らずして之を爲すか。抑知りて之を爲すか。帝も亦千載の英主のみ、然るに人を愛する所子に若くはなし、而るを況や護良の功烈識謀、一時比無きをや。政の虞る所、姦賊に若くは莫し、而るを況や、足利尊氏の巨勢詭計、一時又之が比無きをや。而して卒に厥の詰を受け、兒を執へて付遣し、之が屠割に任す慘言ふ可からず。其の處心の顛倒以て茲に至るは、豈に艶妻中夜の泣、内より之を促すことありて、然るにあらざんや。遂、甚しと謂ふべし。是に由つて之を觀れば、未だ夫婦正しからずして、而して父子親を得る者あらざるなり。

邦の能く治まり且久しき所以は、要するに其の主の幼を養ふに、正人を以てするに在り。而して亂れ且つ短きに至る所以は、要するに亦其の主を養ふに小人を以てするに在り。三代の隆盛なるは、斯れに由らざるはなし。治道の係ること切なり。帝の生み給ふ所凡十有五人、或は早く歿し、或は僧となつて顯はれず。餘は唯七子のみ、幼にして徳望文學ある者を選んで之を輔け、古道を講じ、倭歌を習ふを之れ務と爲し、而して事あれば輒ち綺紳を撤し、霧露を冒し以て邊遠に臨み、行間を踏み、未だ嘗

(329) て從前の驕貴軟靡を以て之を待たず。是を以て首に護良の勳を建て、義良の志を紹ぐを得て、而して尊良は則ち方面を扞禦して、節に自刃に伏し、宗良・懷良は則ち身を戰陣に横へて終始勤瘁し、恒良成良は則ち甫めて童幼、猷に賊手に遇ふて、從容辭せず。又其の溫雅風流皆觀采すべければ、則ち帝も蓋し亦斯道を識る者なり。余因て謂ふ、世多く足利義詮をもつて庸劣の輩と爲す。知らず、其の深慮遠識、實に以て二百年の霸基を興すことを。將に死なんとするや、細川頼之を諸將の中に擢んで、委ぬるに天下を以てし、指して子義滿に謂つて曰く、汝、之に事ふること父の如くせよと。義滿政に臨みてより、克く遺教を奉じ、而して頼之亦能く心を盡して、輔導し、多く老成博識の人を引き、布いて左右に在り、其の朝夕聞見、毎に師範を取らしむ。誠日に開けて志日に定り、以て亂に戡ち威を立て、南北を併呑するを致す。源頼朝其の子を驕養し、一再轉して亡ぶるが如き、豈に與に備するに足らんや。邦を有つ者、諸を忽にすること勿れ。

## 勸政

帝祚を踐み給ひてより、親ら記錄所に御し、訟を聽きて寃を通じ、糲を出して飢を救ひ、關稅を除いて行旅を利し給ふ其の始初、清明善政累々として記すべし。以て民觀を改め人心を萃めて、中興の謀を兆し給ふや廣し。惜むらくは、其の終らざることを。

嘗て源氏の計を設くるを考ふるに、天下の權未だ一朝にして奪ひ易からざるを以て、請うて其の人を

以て諸州の守護と爲し、我が土地兵甲の威日に張りて、而して彼の號令制度の施を日に縮らしむ。蓋し漸く以て之を呑まんことを圖るのみ。未だ始めより顯然制を定め、朝廷をして參順專斷する所無からしめざるなり。然らずんば、二帝の西狩、朝綱壞弛の季に當り、時君親ら民事に臨み、錢穀租稅之を宸衷に断じて而して之を時政に播し給ふ。これ正に北條氏の大に忌む所、豈に以て傍観熟視し、沮抑するを得ずして止む可けんや。蓋し當時忠あるの君、猶爲すべきを得て、而して前者の數主、認々然として、唯彼れが怒に逢ふを恐れ、攝處偷過、以て逸樂に安んずるのみ。然らば則ち王室の振はざること、皆自ら之を爲さるに由る。復た孰れをか咎めん。

### 風俗二條

多く禮樂教化の術を張つて、而して廣く刑政法令の具を設け、期するに天下を平にするを以てする所以の者、要するに人心を正し、風俗を敦うす、是の如きのみ。故に明主の治に於ける、毎に常に超然遠く覽て、天下の風俗如何を顧みる。其の弱きや、吾れ將た何を以て之を振はん、其の偷きや、吾れ將た何を以て之を警めん。而して刑する所あるや、則ち曰く、以て世の惡を爲すを懲すに足ると賞する所あるや、則ち曰く、以て世の善を爲すを勸むるに足ると。一法を創め、一令を發する、未だ嘗て之を廣遠悠久に視て、而して後行はずんばあらず。而して其の行ふ所の實は、則ち恭勤を躬にし、節儉を踏み、輯睦を施して、仁慈を上に推し、廉耻を勵まし、紀綱を張り、倫理を講へて忠厚を下に申す。

(331)

ぬ。其の施す所の序は、則ち誘ひて之を導き、防ぎて之を遏め、鼓して之を奮ひ、漸して之を廢す。節目或は疎かに、歲月或は淹しきと雖も、卒に朝近陬遠をして、日に遷りて知らず、舉て而して吾が陶鈞矩矯の中に在らしむ。是を以て、安きは天下の人心と共に安く、固きは天下の風俗と共に固く、自傳へ子孫に至り結んで解けず。不幸にして亂起すること有りと雖ども、隨うて平夷に就き、固より自若たるなり。此れを治の至と謂ふ。而して次なる者は、往々名を好み察に倣り、吏治に任じ、文末に狗トガふ。其の迹、觀る可きが如く、功喜ぶべきが如くにして、而して天下の民を率ゐて、柔靡刻薄日に淳心を喪うて、以て國脉の促るを速く。爲さるの愈れるに如かざるなり。又其の次なる者は、意を恣にして藝なく、因循せざれば則ち擾動し、法すら且薄然として持據する所なく、遂に天下の民をして、淫縦争奪し窮怨交々起らしめ、而して時に方りて禍發すれば、一敗して救はず。これ又論と爲るに足らざるなり。中古の風嘗て微なり。遵守の久しき、漸く陵弛に赴き、以て邦國の有を喪ふ。帝に至り兵車を奮用し、之を還復することありて、而して嘗て今日の得る所に就いて以て往日の失ふ所を釋ねず。上下酣樂して復た法揆なし。當時、匿名の書をつくつて以て時風を諷るものあり。指斥歷々として見るべし。而して尊氏の一呼に值ひて、辛苦經營の業、踵を旋さずして墜ちぬ。中興の主、猶且同轍共覆の慮を知らざれば、則ち後の天下を治むる、誠に能く論の人心風俗の本に及ぶ者、宜なるかな、鮮きや。

帝の時、天命一革す、其の承けて之を革むるや、將た法に於てせんか。風に於てせんか。夫れ法は風を持する所以の具にして、風は法を出だす所以の源なり。古の聖人、よく其の時勢人心の移る所を察し、其の趨きに因りて而して其の偏を矯め、之れが中制を立てゝ、以て一世の歸を上に定むることあり。則ち凡そ紀綱の維く所、令號の施す所より、以て賞刑黜陟、文章器度に至りても亦皆考ふる所ありて、以て之を創め、而して遵ふ所ありて、以て之を守り、久しきに至りて弊へざるなり。故に歸定まれば、則ち法隨ふ。未だ徒に法を革めて而して能く天下の歸を還すものあらざるなり。

帝素より高世主に高きの心あり。大業を復し給ひてより、變更する所多し。其の言に曰く、「今日の舊例は、乃ち往日の新制なり、安んぞ朕の新制、復、後日の舊例とならざるを知らんや」と。蓋し或は式令の典を用ひ、或ば源氏の政を刻り、或は古に復し、或は今に沿り、紛々並べ擧げて、而して夫の君主養ふ所、臣工玩ふ所、奢佚靡弱、胥ひ共に淪落する者に至りては、則ち啻に因仍すのみならず、方に且扇熾して、振刷更張し、定めて大歸を爲すの道を講ずる蔑し。法未だ布かずして、而して先づ潰ゆること、豈宜ならずや。然りと雖も、其の風を正さんと欲する者は、必ず先づ其の身を正す、是を以て難きなり」

## 號令

知らざれば信せず。信せざれば服せず、此れ天下の常情なり。天子乃ち九重の邃きに深居し、四海の

廣きに眇臨し、居勢懸絶以て人ごとに喻し、戸ごとに説く可からざれば、則ち特だ其の言の下に達すを得て、而して仰いて以て之を守る者、賴に號令あるのみ。其の之を始めに謀るや誠に發し審に虚り、天理に率ひ、民志に副ひ、其の至順を用ひざる所なく、之を終りに要するや、奸惡の私を以てして中ごろ反せず、貴賤の勢を以てして乍ら輟めず、一世に懸けて百年に亘り、亦其の至確を用ひざる所無ければ、君上の意、洞なること日月の如く、微あること四時の如く、遠きより近きより、耳に入り心に入り、廣溥均決孰れか觀て之を知らざらん。而して又知つて之を信せざらんや。聖人の能く人を服する、執る所斯に在り。

帝の維新に、方り海内の民、起つて其の徳音を思ふ。若し乃ち源氏以來の守護家人、闕廷に來り萃るものは、林を失ひし鳥、虛聲且つ驚くが如く、以て政の向背を偵ひて、身の去就を措かんことを思ひ一文書行下すと雖も、耳を傾け潜み聽く。而して號令の發する、朝に定め暮に改め、彼れ奪ひ此れ與へ、内批廷斷、毎に矛盾を爲す。論功の主吏、依違沮闊し往々數人をもつて一賞邑を争ひ、所在これが爲めに擾動す。これ將に繪軒の言をして反覆泛濫して適從するを知らざらしめんとす。而して其の由る所を究むれば、一に愛暱蔽冒の私に出づるに過ぎず。彼亦何を苦み坐ながら屈抑を受けん。英雄手を創むるを待ち以て蹶起せざるべけんや。當時已に妄輪旨の譏ありて（○匿名書を乍りて時改を歷試する。）而して赤松圓心王師を拒くも亦此を以て詰くをなす。帝の心、天下に表する如何ぞや。

## 賞罰

徒賞は厚しと雖も、天下將に厭がざる者あらんとす。徒罰は嚴と雖も、天下將に懼れざる者あらんとす。必ず要あり、公のみ。夫れ人孰か欲なからん。力一郷に出づる者は、志一郷の食を奪ひ、智一國に出づる者は、志、一國の有を規る。縱し其の意望節する所を知らざれば、則ち授くるに天子の貴き四海の富を以てすと雖も、而も足らざるなり。是に知る天下皆私なるを、而して彼の能く首として庶物に出で以て、群品を持宰する者は、其の至正無偏之心を以て、至中不僭の道を行ふ。其の未だ發せざるの頃は、衡懸鑑空、得て其の際を窺ふ可からず。而して已に發するの後電擊風靡、又得て其の當否とを問ふ可からず。隨うて其の施す所を跡ぬるに及びては、則ち勤は必ず之を勧め、惰は必ず之を警め、懲は必ず之を懲し、寂は必ず之を獎め、其の折服鼓動する所以、皆已に要覈を指して而して節奏に中る。乃ち大暴亂の徒と雖も焉んぞ首として洗滌矜奮し、我が麾く所に従ひ以て奔走せざるを得んや。

帝恢復し給ひより、縱まゝに田土を以て内御諸司若くば浮屠優伶の徒に散給し給ふ。其の私する所已に見るべし。而して夫の姦足利尊氏が如き者に至りては、則ち一切姑息、士を割き器を假し、其の意を安んせんことを冀ひ、復其の心の忠邪と功の殿最とを問ふに違あらず。其れ亦賞の徒なる者のみ厭くこと無きの欲、豈能く飽いて起らざらんや。

## 御將二條

順にして爲す者あり、春に始まりて冬に終るが如きなり。逆にして爲す者あり、陰に斂めて陽に發するが如きなり。故に教を論する者、常に徳を以て本と爲し、其の下を制するに至り、亦必ず威を以て務となす。威立たずんば、恩焉んぞ行はれん。無事の日に當り上の自ら持する所、苟も明睿剛斷、以て其の威を立つること有るに非らざれば、則ち固より天下の民をして、分に安んじ恵に懷き、以て惡を未だ萌さざるに銷せしむ可からず。而るを況や分争控攘の際、狙詐競ひ立ち各之を爲さんと欲して、而して我れ盡く驅集併包して往を咎めず、來るを迎へず、以て效を一時に收めんことを規る。この時に方り、苟も彼の意狀測り難く、勢力最も強き者を擇び、取つて拉折に就け、以て偏彌非望の意を伐つにあらずんば、則ち又安んぞ其の來りて攝に就き、叛き去るに忍びざらしむるを得んや。源賴朝嘗てこの術を平廣常に用ひき。(源賴朝初めて起るや、附東の將士應するもの少し。上總の介平廣常兵一萬を半額其の來りの晚々を貰め、列して陣後に在らしむ。廣常大に畏れ曰く、吾れ大兵を以て新に至る。) 顧ふに帝の擇んで施し給ふ所、正に足利尊氏に在り。尊氏の觀望すること已に久し。自ら計る、我れ朝廷に就かば則ち朝廷重く、我れ關東に依らば、則ち關東重からん。是を持つて歸順せば喜迎して寵待せられざるを得ず。事因て濟すべし」と。帝こゝに於て若し能く夏然其の意表に出で給ひ、詔を下して汝の降ること嘉し。しかるに來ること何ぞ、遅きや。前日兵圍んで行在を震驚す、罪亦莫大なり。夫れ速に顯功を建て以

て補效を圖れ」と宣はと、則ち片言の嚴なる、針の頂門を刺すよりも痛し。彼且つ色沮み神愕ぎ、尾を妥れ、口を顎ぎ我が命を仰いで、而して偶々一顔色の顧を得、一爵の賜を受くるも亦將に欣荷感戴して置かざらんとす。大なる者此の如し、小なる者何ぞ慮と爲るに足らん。然るに我が勇と智と、大に人に勝る者あるにあらざれば、則ち天下の姦罔より得て挫折すべからず。而して帝の志専ら速成偷安に存し給ふ。其の望・隆んに、黨・廣き者、一時戈を倒にして至るを見れば、驟然として喜び躍り、信寵交々加へ給ひ、寧ろ我れ降りて彼に就き、而して彼をして來りて我れに求めしむる能はず。處分有る所、窺ひ測るべきに足れば、尊氏たる者、復何の憚る所にして爲さざらん。易に云ふ「童牛の牿、猪豕の牙」と。此の道や豈覇者の獨り用ひて、而して聖人これ由らざるならんや。要は其の心如何と顧るのみ。

帝宮女を新田義貞、鹽谷高貞に賜ふ。其の後高貞叛して、足利氏に附く、古興業の主皆躬、勁敵を長槍大劍の下に殲す。而て其の肇造に方り、反側の徒、猶旅拒をなす者、素より吾が計、策する所に在り。之れと銳を執り堅を被り、馳騁暴露し、艾夷に即かざれば、未だ休息を肯せず。これ其の餘勇の優れる、已に人をして叛せんと欲して能はず、即し叛するも得て逃るべからざらしむる者あり。然る後之れが恩を渥うし、之が禮を崇うし、之れに申ぬるに土地爵秩を以てして、而して之れに呪はしむるに子女玉帛を以てす。一時の遇、又大に望む所に出づる者あれば、即ち驕悍凶勃の徒と雖も、則ち

形沮み、機移り、勢挫けて氣泄れ。驯然已に呼に隨うて至る。帝も亦この道を知るに似たり。然るに其の意を原ぬるに、徒に干戈の倥偬を惡みて、而して彪武の制し難きを恐れ。計て美女を飾り、以て至意に副ひ、内外の款密を得るを冀ふのみ。夫れ色豈天下少き所ならんや、此に失ふと雖も、彼に得べし、彼の其の殘弊猶黠、功利之れ徇ふ者、固より一娥眉の爲めに、戀々として去らざるの理なし。而るを況や其の去るも亦未だ嘗て愛する所を失はざるなり。(○高貞叛て、後仍は賜ふ) 所の宮女を以て妻となす誠に施す所、謀の如くならざる無からしむるとも、其の詭回屈弱、鄙むべき。甚だしき王者の物を駆するの大體にして而して然るべしと謂はんや。

### 用人三條

帝初め爲すことあるを思ふ。故によく心を處き慮を横へ、久しく察して潛に試み一視して深任し、以て與に共にすべき人を求めて、往々其の明を失ひ給ふこと靡し、尊良・宗良・護良の子弟に於ける、藤原師賢・藤原資朝・藤原俊基・源親房・顯家等の文臣に於ける、新田義貞・楠正成・名和長年・結城宗廣等の武臣に於ける、良忠・聖尋・宗信等の僧徒に於ける、智能く謀り、力能く戰ひ、信能く守り、誠惻惻慨して、共に艱難を済し、死して厭はざるもの、彙出して聯聘し、争うてこれが用と爲る、是れ其の克く數十百年抜けざるの寇を勵して、而して先王の大業を復するを獲たる所以なり。其の明誠に前古に邁ぐと謂ふべし。而して逡巡の際、怠矜自恣、佞諛に曖昧讒謗を納れ、向きの賢任すべしと爲す所

以の者、其の人を外にし、其の言を拒くこと、翻然として水火相容れざるが如く、上下蔽塞し亂従うて至り、昏庸の主と歸を同しくして以て終り給ふ。嘗て一人を以て終始の相懸るや此の如くなれば、則ち人を用ふるの術、豈徒に其の明を恃んで爲す可けんや。蓋し思へば則ち悚る。悚る者は則ち明なり。病の能く人を殲す者、之を瘡<sup>ウ</sup>と謂ふ。禍の能く邦を滅す者、之を蔽といふ。人は唯寒暑疫疾の患<sup>タチ</sup>を爲すを知れり。これ猶復すべきなり。而して瘡の漸く深く、以て病を成すに至りては、則ち醫局も其の力を用ふる所なし。人は唯盜賊強借の害を爲すを知れり。これ猶克む可きなり。而して蔽の漸く深く風を成すに至りては、則ち伊周<sup>(周公)伊尹</sup>も其の制を用ふる所なし。夫の蔽なる者は、必ず物あつて而して然るなり。中庸の主と雖も孰れか治まり且安きを欲せざらん。唯其の利のあつまる所、必ず篡を圖り寵を貪るの人あり、招かずして至る。内や、其の好む所を探り、投げて之に中て、誘撻<sup>イフツク</sup>、心を蕩<sup>ハシカ</sup>し、視を眩<sup>ハシカ</sup>す、又其の宮闈に藉り、左右に結び、昼夜の獻ありし、以て聲譽を貨すれば、則ち惡唯日に勝る。焉<sup>ハ</sup>んぞ覆實するに遠あらん。外や、威を假り恩を揚げ、位に據り法を持し、以て天下の口を籍す、また其の羽翼耳目、中外布滿し、其の己に異なるを察し、輒ち構害を圖れば、則ち善唯稔<sup>ハシカ</sup>る。焉<sup>ハ</sup>んぞ敗露に由あらん。而して、群小相承け、交結阿狗し、默然以て己を守ると爲し、隱諱以て誠を效すと爲す。前に應和費歎し、後に腹誹目笑す、其の或は眦<sup>マツ</sup>を反し正言する者、相與に嗤<sup>ハシカ</sup>誹沮斥して、相容るゝを得ず、こゝに於ては隔戸の言、阻ること胡越の如く、斷然相聞えず。毀譽亂れて

忠邪混す。知らざるなり、府庫竭て閭里窮す、知らざるなり。災眚起り、盜賊起り、亂階闇に起りて、而して知らざるなり。且つ其の情塞り怨咽び、禍結び毒醸す、豈一旦決裂して以て疽<sup>ウ</sup>發し癰潰<sup>ハシカ</sup>るに至らざるを得んや。而してこゝに至りて驚悟し、睛を己に噬<sup>ハス</sup>んて齒を人に切すとも、亦何そ及ばん。之れが辨明を加へ早く其の人を四裔に屏けずして可ならんや。帝尊氏の間を開き、護良を囚へ給ふ。護良上書して伸理を乞ふ、朝士旨を畏れて、敢て以て聞するなし。後以て尊氏が弟直義に附して東去せしむ。其の戕殺せられ以て亂に遠<sup>ハシカ</sup>ぶを知り給はす。蔽の忠一に此に至るかな。然りと雖も物の我を蔽ふ未だ嘗て自ら蔽ふに由らずんばあらざるなり。苟も帝をして准后の色に惑ふこと無からしめば、則ち我の明、固より以て彼が姦を燭<sup>ハス</sup>すに足り、彼の智、何ぞ亦我が計を窺ふを得ん。人主たるもの、戒むる所果して將に焉<sup>ハ</sup>くに在らんとするか。彼の足利尊氏が如きは、術行はれ志成り、固より計を得たりと謂ふべし。而るに其の他今古の間、寵を希ひ歛<sup>ハス</sup>を持し、喜びて能く機構し上を蔽ふことをの顛覆を速<sup>ハシカ</sup>き、亂を首むるの咎、逃匿地なく刃已に頭に交ふるに及びて、而して知らず、其れ亦自然の蔽ふの甚だしきなり。これ又人臣たるものゝ、常に深く戒と爲すべき所なり。若し夫れ士、壅蔽の時に遭ふ、亦哀むべきかな。亦哀むべきかな。

病を療する所以のものは藥石なり。惡を匡す所のものは諫諍なり。人誰か病なからん、藥すれば則

ち故に復る。人誰か過なからん、諫むれば則ち改むべし。此れ理の最も知り易き所にして、而して多欲の累と好勝の私と相撲ちて勝たず、以て自ら欺いて人に憚ふに至る。これ又人情の最も免れ難き所なり。是を以て治朝の官を設くる、道德を質延し、大臣を禮敬し多聞を左にし、廉節を右にし、朝夕の舉措を處る。講觀維持して、以て盈溢の氣を抑へ畏勵の志を失はず、而して又其の方嚴直亮なる者を擇び、立てゝ司過と爲し、接するに和顏情恕を以てし、誘ふに屈懷諦問を以てし、之をして微諷廣陳、力爭必得して而して後に已ましむ。亦其の一旦の愆を繩し、終に迷沉して傾亡せざるを冀みなり。是の時や與人の誦と雖とも、猶采る所にあり。況や其の職に居り、其の道を進むる者、悉く聽納施行に従うて吝なる所無くんば、則ち凡そ艶冶の心を蠹し檢諛の聴を蔽ふより、由つて以て剝除開撤し、令正しくして事熙まり、主心通して下情達し、歡欣流布して治からざることなし。かくの如きは夫の言の人主に補ひあつて、而して天下に益あるなり。顧ふに其の士氣を養ふの素あるにあらずんば、則ち實に其の下をして身を出して言はしむるを得ること難し。而して偶々、之を得るも、人主或は色を勃し、辯を飾り之を罪廢して死に至る。抑其の主嚴の立たざるを以てか。上の下に於ける拉いて而して之を斃す、易きこと、俎肉を割くが如くにして、而して彼が其の可否、献替は、將に以て道を正さんとす。何ぞ我が威を施す所あらんや、以て誹謗の赦す可からずとなすか。下の上に於ける、誰か惡を揚げて以て怒に罹るを喜ばんや、而も彼が其の誠を瀝し、懇を抽んづるは、將に以て善を誘はんと治を奠めんと。其の功亦如何ぞや藤房は其れ忠なり。

## 經國分職

(341) 源氏の政に干るより、法度紛亂し、載籍亦缺く、豈に武人の賁略、其の功力を惜み、朝士は未を逐うて、其の儀文を尚び、並に沿革大體の係る所を遺るゝを以てせんか。抑々其の疽食浸淫制なし、故に顯はに言はざるか。建武の治、得て微することなし。見る所のものに大略のみ。蓋し京官の制、前代に遵依して、特に關白を廢す。武人改めて直隸に從ひ、京師を番衛す。其の領郡食邑、一に源氏の舊に仍る。足利・新田・楠・那和の諸將、二州若くは三州を領し、身禁衛を掌り、關下に永住す、奥州評定衆、關東廂番を置き、其の方土の事を習ひ知る者之に充つ。武者所は新田氏の族を以て頭人となし、

新決所は公卿頭人となり、以て諸道の事務を總べ、而して記祿所は大史・外記・判事及び補正成・那和長年等參直し、大事は此に諮議して決を取り、天子親臨す。(○又神所にあり武人を以て參直し、天子親臨す。何の爲にして設けしを詳にせば) 鎌倉は親王を遣はして之を鎮し、輔くるに足利氏を以てす。陸奥は親王を遣はして之を鎮し、輔くるに文臣北畠氏武人結城氏を以てす。嘗て帝の源顯家を送る詔を讀むに、蓋し亦文武を併一し給はんとする意あり。故を以て州郡の制、或は國司を用ひて、文臣を之となし、或は守護を用ひて、武人を之と爲す。或は國司守護並べ置き、國司固より兵備を兼ねて、守護も亦更務を釐む。又文臣を遇すること固より厚くして、武人中興の大勳績ある者に於ける、其の子弟族黨と雖も、爵を頒ら士を割く、恩亦加ぶることあり。然るに其の始め賞賜大に濫り、駕馭方に乖き、之を終ふるに私偏に徇へ請謁を納るゝを以てす。是を以て文臣且聚議して古に返すを思ふ。(或は公卿の舊封を奪ひられ、賞賜過多、軍功を論定するに及んで、邑土給らず、更に武家に歸す。按するに或は帝尊文臣に厚くし賞を武人に寄むといふは誤なり。)而して武人已に觖望して厭くことなく、起ちて源氏の制を用ひんと欲す。其の他觀望窮降の徒、叨りに需及を獲、赴義從軍攻城斬級の輩黙して叙錄を遺れて、勤王を除くの外、悉く家人の號を停め、職を失ひ跡を縮め、降りて編伍に均し、嘗て詔を下して賊黨にあらざるより、家世により、寺食を襲ぐを許すといふと雖も、然も有司奉行明かならず。往々隨て削奪せらる、衆怨交々起り、臣雄幅起し、國以て亂に逮ぶ。

## 行軍置防 二條

將に四方未だ亂れず、間の伺ふべきなとき當り、以て事を首め兵を起さんと欲する者、必ず當に死地に入りて後底く生路をたつのべきのみ。故に帝の北條氏を謀り給ふや僧兵を招き烏合を集めて、以て窮屈に懸守す、濟れば則ち幸なり。濟らずんば幽囚流徒に任して、我が忠義の諸軍所在互に出て、以て中原を擾し、彼をして多事奔命し、兵疲れ民苦み、自ら根本を搖さしむれば、則ち内訌反噬の禍、發せざるを得ず、因て圖るべきなり。果して新田足利の歸附を得れば則ち鎌倉・六波羅一月にして平定つがごとし。乃ち新田義貞をして、四方懷貳の卒に將たらしめ、副するに京兵東山の兩軍を以て、法に曰く「死は生の根」と。主客を審にして勞佚を量り、援翼を廣めて期會を明かにし、然して後兵以て境を越ゆべし。尊氏の東に還るや、其の地は舊窟、其の人は親黨、其れ猶魚は湖に放ち虎は野に縛つがごとし。乃ち新田義貞をして、四方懷貳の卒に將たらしめ、副するに京兵東山の兩軍を以て、約案れ應失ひ、縁道郡縣、並に以て後拒退歩の虞をなすなくして、孤軍入し、勝を一戦に決す。敗るゝこと必せり。法に曰く、「戰の地を知り、戰の日を知れば、千里にして會戰すべし」と。兵形は倚伏す。能く之に乗る者は常に勝つ。勝ちて進むに乘るや易く、退くに乘るや難し。賊の捷を聲し西上するに當りて、震撃烈。衆集山壓、坐して京城に據り、仰ぎて艮岳(山)を攻む。勢方に銳し、而して帝乃ち駕を命じ鳥起して山椒に棲保し、終に將士をして奮勵し、力を盡せ謀を合せ、以て掃勦をなさしめ給ふ。此れ何ぞ其の難きに得るや。賊の奔敗するや、東に歸ることすら且能はず、行々戰ひ累りに敗れ、客土に飄揚す、勢已に折く。而して官兵十萬凱を唱へて輒ち還り、偏師を馳せ之を海

(344) 上に蹙るを肯んぜず。其の再び來るに及んで、復た奈何ともするなし。此れ何ぞ、其の易きに失ふや。

法に曰く、「其の銳氣を避けて、其の惰歸を擊つ」と。又曰く、「天の與ふるを取らざれば、還て其の咎を受く」と。水に捍ぐ者は其の衝を殺ぎ、敵に拒く者は其の喉を扼す。足利尊氏、再燃の勢に乗り、水陸兩道、散漫して進む。而して拒く者殘敗を叢め合せ、露次して以て港津の茫たるを守る。藉使水軍を前に禦くとも、陸軍背に臨む、固より楠正成の孤兵の能く策應する所にあらず。敵の前鋒將に岸に就かんとするに及び、軍を抜きて之に赴く。歩する者は走るが如く、舟者は追ふが如くにして接戦已に酣なるとき陣する處を顧視すれば、則ち闇として人なし。縱ひ其の大軍餘に上るとも、是れ其の地形の要害を失ふは、知者を待ちて後知らざるなり。而して朝議謂へらく王師天助あり、宜しく之を外境に拒ぐべしと。遂に援兵を發して、數は千に満たず、區々臂を奮て相當る。其れ猶十夫堤を行りて、以て江河の決を遏るがごとし。沒せずして何をか待たん。且夫の兵は豈に天命を恃みて爲んや。法に曰く。「水に附きて客を迎ふること無し」と。又曰く「後れて戰地に處りて戰に趨く者は勞す」と。城を守るの道二つ。急に攻むれば嚴禦して以て之を却ぐに利あり、久を持すれば、援を招きて以て之を解くに利あり。尊氏大軍を京中に頓し、將校を分遣して、迭に行在を使す。其の計將に緩く戰ひ遠く闘み、漸く以て之に迫らんとす。而して初めや幸に奥兵入り援くるに藉りて以て士氣百倍するを得。故に勝つ。終りや正成の夾攻の策を用ひず、以て糧路梗斷するを致す。故に敗る。法に曰く、「四

(345) 隣の援、之を避けて疑ふこと勿れ」と。又曰く、「遠邑別軍をして、疾く其の後を撃たしむ」と。帝の兵一勝して三敗す。勝つ者は困に居るの初めに在り。敗るゝ者は志を得るの日に在り。豈に國の大戦、慎まずんば輒ち失ふを以てにあらずや。而して法に「戰勝ちて將驕る者は敗る」と云ふ所の者果して信なり。

王跡の西創より、歴代遷建、其の幾ばくを知らず、桓武帝に至り、攸を山城に相て、以て神器を奠む實に冲和の氣を占めて、民物の都を極む。山河の捧環、當時に在りて、亦天險と稱す。盛んなるかな(桓武都を悉すの詔に曰く、今此の山背、山河襟帶、自然に城なはず、斯の形勝により、宜號を制すべし。子來の民謡歌の葉、異口同聲に號して平安京といふ。今宜しく之に從ふべし。續日本紀) 時遇日に替りて、地氣東に開き、往昔荒裔の服と云ふ所の者、今日正に武を用ふるの郊となる。其の地天下の背に臨み、高きに居り卑きを制し、東洋を襟にし北奥を控え、迤嶺一帯、前に限盡して、平原千里、内に斥落たり。其の俗武斷を尚び桀黠を懷き、殺を果して死を輕んじ、騎射を喜ぶ、它に能なし、驍姿大略間々生る。古へ稱す天下の力を擧げて、武相二州に當ること能はずと。是を以て源氏首めて府を鎌倉に開きて、北條氏之に仍る、足利氏毎に左顧の憂を懷くと雖も、子弟を分ち以て八州を管せしむ。西面して以て中原を争はんと欲する者、未だ嘗て據りて以て根本と爲さずんばあらず。乃ち今時に於て、夫の王京を眷るに、之を遠ざければ舟陸通便、四も戰衝に當り、之を近づくれば、層巒内に迫り、以て寇を資くべし。而して一水前に攀るも、殆んど騎渡すべし。且其の宅る所、中と雖も、

以て關左を扼するに足らず。人も亦己に弱し。佃多ければ則ち土瘠せ、坐、久しければ則ち席敝る。帝をして苟も深謀宏圖あり、以て世を回すに足らしめ給はば則ち其の一舉東遷し、以て上游に處り、形勝に跨り、坐ながら豪傑を鎮め、以て金湯を億載に<sup>かた</sup>蒙るを計るも、亦豈に知るべけんや。如しき能はざるも、宜しく牆宇の工を停めて、涇坪の備に給し、簪纓の食を節して、糧餉の儲を<sup>きこ</sup>峙へ。山は山門男山の如く、水は宇治勢多の如き、衝援の地方・運輸の衢路、並に屯衛を起し、控制聯絡し、以て帝居を屏すべし。則ち中夜警あるも堅く臥して動かず。焉んど一再敵を縦ちて平進し、無人の境を踐むが如くにして倉皇奔越、救絶え資彈き、自ら困蹶を取るに至らんや。大内を修めて守を論せず、其れ亦舊貫に<sup>よ</sup>るのみ。

## 驕奢

天下の本は身に在り、身の主は心に在り。而して唯驕能く其の心を害し、唯奢能く其の身を敗る、因依離結し、終に以て天下を併せて之を喪ふに至る。是れ世主の宜しく懸けて以て鑑となすべき所にして、前なる者厭き、後なる者疎き、累々として跡を青史の上に接ぐ、何んぞ其の禍の抜け難きや。夫の二者至らざる所なし。余嘗て建武の政を觀、其の一端を擧げて之を論じて曰く、人の上たる者、生れながら天下の富貴を以て自ら享け、襯襟<sup>ひきぬき</sup>、輔くるに保媚膝御を以てして、其の怡情を濟し、其の叱詈を縱まゝにし、或は挫折違忤するなし、其の既に長じ己が指命する所、以て人を生殺すべきを知るに及んでは、則ち臣庶外内、孰れか威を畏れて、恵<sup>めぐ</sup>希<sup>き</sup>はざる者あらんや。順從趨走、顔を候ひ旨を刺し、争うて其の欲を奉じ、其の目の見る所常に側肩諸笑に狃れて、耳の聞く所、毎に謝恩上壽に狎<sup>なづ</sup>さしめ、凶敗死亡、語且禁あり。擧げて中ることあれば、則ち費するに堯舜及ぶなきを以てし、中らざれば則ち枉げて之が辭を爲り、謂つて時宜と爲す。誘獎是れ務め、玩樂日に新なり。此れ將に復た向<sup>むか</sup>きの嬰兒なる者を以て之に遇せんとす。而して流風相承け、以て君臣の儀常に然るべしとなす。是を以て養ふ、焉んぞ驕らざるを得ん。即使目省みる所あるも、顧みて謙抑已甚しと謂つて、亢倨修慢の心に著くもの、將に以て他人に倍するあらんとす。則ち禍の根をなすや固より久し。帝天馬を得れば則ち藤原公賢盛んに故事を陳べて、以て時の瑞を讀するあり。而して後其の馬を以て急驛に充て、敗兵を尾張に召す。援師を發すれば則ち藤原清忠主威を主張し、之を天祐に歸するあり。而して將を殺し。軍を債<sup>たの</sup>し、危覆<sup>きふく</sup>に至る。其れ上、侈大を喜び、下、逢合を尙ぶ。旦夕の間に相得て、以て天下を併せて之を喪ふに至りて知らざる者、吾れ之を其の君と其の臣とに責めずして、而して將に素養の訓へざると、世習の正しからざるとを詰らんとす。

## 土木

人主の欲固より多端なり。然るに之を爲すや、漸あり、小より大に及び、近きより遠きに及び、聲色の媒<sup>めい</sup>に備りて、營繕の巧必ず興る。嘗て人家の事を以て之を觀るに、居室の物たる、上漏を支へ、

下濕を防ぎ、并容して兼覆し、務めて寛深堅牢、之を子孫に傳へて、傾き且敗れざるを慮る。擧げて之を爲くるに及んで、必ず産の半ばを罄くして後成るべくんば、則ち其の價の重くして費の廣き、宜しくこれに過ぐるなるべし。帝王の家、外に九門重城の固めあり、内に椒房掖庭の設けあり、朝寧寢燕以て廟社臺省百司の湊る所に至るまで、其の常制なきこと能はざる者と雖も、猶且一役を興す毎に充つるに一州の賦を以てして、幾んど足らざれば、則ち其の價の重くして費の廣き、亦宜しくこれに過ぐるとなかるべし。人主たる者、會要を察せず、出入を量らず、驟然一び以て心を起すことあれば、則ち必ず舊址を以て窄しとなし、輒ち候斥に就き、正殿を陥むべしとし、別に構築を創む。意を極め巧を逞うし、花石を盈て而して金珠を飾る、其の費たる將に費られざらんとす、之に加ふるに嚴督急期、燭を照らして夜作す、費故らに倍す。吏胥夤緣し、時に乘り侵盜す、費故らに又倍す。終にして府庫を傾け貢賦を竭くして民も亦窮するに至る。奢の民を厲めて速かなる者、此より甚だしことはなし。豈にして忽にして省みざるべけんや。秦の天下の力を以て阿房を作る、未だ成らず、盜賊起り、楚炬に焦かる、帝の甫めて闕に歸り給ひ、命じて大内を廣めさせ給ふや、成りて輒ち賊火に燒かる。昔人已に秦の爲に之を憐んで而かも我亦將に帝の爲に之を悲せんとす。

### 聚歛 三條

窮して後に法を作る者は、巧と雖も益々弊る、亦益々其の本に反らざる。夫れ欲は猶漏るる巵の如し、之が釁を塞かざれば、終日沃ぎて盈つるを見ず。今、人主の求め、毎に給し易きを以て、而して燭ぐに小人を以てす。彼に罷めば此に起る、資るに奕世の業、連府の財を以てすと雖も、置しく且盡くるに至らざるを得ず。有司の者乃ち額を蹙め籌を握り、多方取りて以て奉副して、而して財利の議く始めて起る。誠に其の計る所國に補ありて、民に傷はざるなり。而して利の人染む、油膩<sup>ゆび</sup>より甚だし。其の寶一たび開けば、上下指を變じ、主をして其の智取すべきを見しむ。芟改<sup>さかほ</sup>に心なくして欲を封殖に萌す、害一なり。臣をして其の旨向を伺うて、以て恩獎を圖らしむ、培冠の令、將に疊々とし起らんとす。害一なり。貪吏黠民をして、縁つて隱漏欺罔をなさしめ、事皆賄にて成り、償を官にして操競し、末を逐ひ僞に任じて、竊に相傾廻せしむ。利權下に移り、物價半かららず、以て天下を取る、此に積むことあるも、實に彼に鬪く。匂覈爽<sup>わい</sup>ふことなくして消耗亦多し。害一なり。遂に民心を失ひ、天下を取るを致す、又其れ微うて俗をなし、以て恠となすことなし。地より生せず、萬、下に取らずして能く上に足るの理あることなければ、則ち所謂巧なる者、乃ければ、則ち峻法嚴刑と雖も、施す所を知るなし。而して仁君賢補、腕を扼して之を釐革せんと欲するも、亦將に勝へざる者あらんとす、害豈に舉ぐるに勝ふべけんや矧んや夫の財なる者、天より降らず、地より生せず、萬、下に取らずして能く上に足るの理あることなければ、則ち所謂巧なる者、乃ち神算にして鬼計と雖も、亦必ず名目を張設して以て之を欺切するに出です。或は山澤の細利を漁し、之を謂つて遺を收むとなし、或は市井の崎嶇を争ひ、之を謂つて末を抑ふとなす、或は庶司の經用を

縮めて百官の食俸を減じ、之を謂て用を節すとなす。之を民に責むるに及んでは、則ち説を立てゝ謂ふ薄くこれを一人に取りて厚くこれを四海に收むと、是れ以て下甚だ傷むなくして上洪福あらしむべきなりと。夫れ民の膏を浚するは、猶人の血を剥すがごとし、一指の血を剥し、其の傷るなきを見て遂に以て臂を述べ肩に及び剥さる所なくんば、則ち必ず將に大に其の軀を損して以て命を喪ふに至らんとす。彼の指を民の利に染むる者、一施行の後、天下未だ即ち困斃せざるを見て、計の中るゝ爲す、毎に足らざることあれば、仍て故智を發す。田の租、戸の賦、酒に榷し、幣に改むるより、以て監場鐵冶、茶絹舟車、關津店鋪、問架荷擔に至るまで、追債して豫徵し、倍舊して創新し、又從つて率貸して助獻し、將に其の根括全剝、慘虐露におよぶこと頭會箕歛よりも甚しきを見んとす。則ち其の害の極、豈に覆亡して後止むに至らざらんや。古巧みに民に取ること桑弘羊(○漢の武帝)を稱す、然るに終に以て戸口衰耗して盜賊山に満つるを致す。輪臺の詔下り、恭主嗣ぎて立つにあらずんば、則ち漢の事、且つ知るべからず、而して帝も亦其の術を巧みにし、守護の地租二十分の一を收め、尋で鈔を行ひ等で錢を鑄させ給ふ。鈔の作此に備するなり。其の法の行はるゝ甫めて一間歳にして兵興り國破れ、南遷して歸らず、想ふに當時民間の囊箱、印楮を盈貯し、抱きて以て悲歎する者幾何ぞ。倭漢の事を以て之を觀れば、所謂巧にして益々弊るる者、其の言皆以て驗すべし。而して世の經濟を談ずる者、毎に財を殖すを以て務となす。學士大夫と雖も亦云ふ、暗しと謂ふべし。

(351)

情下に原づきて制上によれば則ち、政以て行はるべし。欲上に縱(○)にして、禁下に加ふれば則ち、其の政得て行ふべからず。行ふと雖も久しきを保つべからず。而して民擾れ事沮み、徒に愁怨を招きて以て止む。其の錢貨楮幣の事に於ける、最も昭々として見るべし。蓋し穀粟布帛は、天下の寶實、凡そ口體ある者の必ず需めて闊くべからざる所、而して五金の者たる飢ゑて以て飽くべからず、寒くして以て禦くべからず。特に其の精氣の萃まる所、生すること稀にして品尊きを以てす、故に天下の心固より已に貴びて之を珍とす。古の時に當り、俗朴にして事簡、日中市をなし、粟を抱き布に貿へ、民の生亦自ら給す。中世に至るに及び、智と文と開け、巧よ偽と生す。治れば則ち其の節を繁くし、亂るれば其の備を周くす。苟も遠きを移し多きを輸し、滯を發し壅を通するの術、以て其の不足を濟すこと有るにあらざれば、則ち家國の務、將に廢せんとす。而して強暴の寇、防がれず、飲食器什の物、亦皆物性自然の存する所により、人心自然の赴く所により、以て輕を轉じ重を致すの利たるを示すことあれば、蚩々の民、靡然として之に従ひ、事立ちて生遂ぐ。此れ三幣九府の四海に通じ萬世に施して得て廢すべからざる所以にして、而して後世楮を以て錢に易ふ、其の道も亦是と同じ。楮の物たる、固より以て啖食被服に充つるに足らずして、其の品の賤しき、又五金と比すべきにあらず、然

るに唐より以來、飛券あり、鹽鈔あり、茶引あり、齋幣轉行、實に錢より便にして天下の耳目夫の方  
尺の楮以て萬金の貨を動すべきを知ること亦既に久し。益州の如きに至りては、民鐵錢の重きを苦み  
私に交子を爲りて以て、市里に行ふ。是に於てか、官其の情に因て、以て其の制を立て、重錢を上に  
寄せて、輕券を下に通す。一府千里の民、長く以て頼みとなす。而して南宋北金、元を經て明まで、  
其の法施いて海内に及び、錢貨と並び行はれて、復た礙る所なし。(○錢は實費にし、楮は虛名なり。故を以て楮  
く通行する所にあらざるなり。明季其の)故に物を以て本となし、錢之を權し、錢を以て本と爲して楮之を濟す。  
古の政、其れ豈に民情を揆らず、時勢を酌まず、而して妄に其の私を行ふ者あらんや。漢武の政をな  
すが如き、奢を窮め侈を極め、足らざるに至りて後皮幣を創む。其の他歴代、或は小を鑄て以て見數  
を多くし。(○劉玄帝銀鐵錢、以て商賈行する類是なり)或は大を造りて以て虛聲を售る。(○歷代大錢、一當百、一當五十、用ふる  
するの名な假りて、一時利を上に歛むるのみ。)夫の楮幣の弊たるに及びては則ち折闊換らず、廢棄用なく、雜價に抑配し、本錢  
を使用す。宋の時、既に踏みて之を行ふ、元季終に楮を以て母と爲し、錢を以て子となすの議起るに  
至りては、此れ皆苟且欺罔、利を目前に博ちて、群下重困し、物價騰湧し、國用を併せて以て大に窪  
む。哀むべきなり。帝の時、天下孰か楮の以て錢に易ふべきを知る者あらん、乃ち供御缺乏して、計  
の支ふべきなきを以て、故に驕然として遠外の法をとり、これを一世に施す、謂らく上の命する所、  
瓦礫と雖も寶として用ふべしと、其の意の由る所を原ねて、其の害の究まる所を推すに、當時兩幸の  
瓦礫と雖も寶として用ふべしと、其の意の由る所を原ねて、其の害の究まる所を推すに、當時兩幸の

駕をして未だ歲月を促さざらしむと雖も、而も其の利を上に斂めて虐を下に加へ、以て物情に忤ひ、  
衆怨を聚め、官民並に沮んで、行ふべからざるに至るもの、必ず當に前世と敗績を同じくすべし。而  
るを況や其の傾覆蕩播の禍、最も烈しく且速なる者をや、嗚呼後の錢を行ふ、其れ能く民情に原づく  
や、否や。

財の耗するや、淫主の欲を縱まにするに始りて、汚吏姦民の利を冒るに終る。予前に已に悲みて之  
を道へり。而して天下更に泄失の永患あり、人々其の始る所と終る所とを知らず。建武の時、僧僧行好  
といふ者、嘗て論じて之を警む。何ぞ其の識の卓くして見の遠きや。其の言に曰く、「唐貨藥物にあら  
ざるよりは皆無用に屬す」と、古も亦言るあり、「遠物を寶とせず、得難き貨を貴ぶ勿れ」と。夫れ我  
が邦五金の旺んなる、實に萬國より盛んに、發して義氣となり、內肅に外剛、廉を懷ひ恥を知り、取  
捨に決して死生に明かなり。自ら華夏の文明を以て處る者と雖も、之に若くことなし。故に金は斯の  
民の稟る所の秀にして、我が土の萃る所の精なり。精の萃る所、必ず千年を待ちて後成る。其の生ず  
るや稀に、其の用ふるや貴し。固より草木沙石の蕃く且猥なるが如きにあらず。而して乃ち歲々發掘  
し、在々挑探し、以て海次に丘委して、船底に番輸す、大洋茫茫々、一去して返らず、蓋し其の出る所の  
數一年千なれば則ち、十年萬、以て百年に至れば則ち萬にして萬、之を數世に引き、算して不皆を成  
す。勢卒に盡るに至らざること能はず、猶之れ侈を好む者月入十金にして日に一金を費し、色に潤る

る者、膏を竭し髓を枯し、斃るゝを歲月に待ちて自ら知らざるがごとし。其の計をなす所以を問ふに及びては則ち、果して能く宋人の茶馬相易ふるの利を用ふるか。蠻奴轉易の得る所か。漢和明歎、通關互市、已を得ざるの謀に出で、以て其の欲に中て、而して其の寇を緩うするか。彼此泛然、一も當る所なし、而して又其の易へて以て得る所の者を問へば則ち文綺細縠、染綵絹布、以て寶貝珠翠、器物錦織、奇香珍木に至るまで、得て衣食すべからざる物、沓達駢致、殆ど海宇に徧くして、而して之れ有る何の益する所を見ず、之れ無きも亦何の損する所を知らず。要是皆耳駭き目眩し、遠異を貪りて以て觀美を狗ふに過ぎざるのみ。唯其の數百年來、相承け相效ひ、上下貴賤是を用ひて好を成し、亦遂に是を用ひて禮を成し、商賈奴婢の輩、珊瑚を腰にして玳瑁を戴かざるはなし。(○近ごろ聞く一當類を餘にし、以て觀玩に供して之を佩るなし、別に外國無名の寶玉を求めて以て腰具となす。客故を聞ぶ。答へて曰く、珊瑚致し易く佔相限りあり、若しそを佩びに、必ず倒輩の嘲笑する所となるん、用ふべからず。珊瑚且詔にして御せず。世の異を信び修を極む亦甚しい。) 乃ち儉士達人の浮費を厭ひ、薄祿賤吏の高價を苦むものと雖も、寧ろ且舉貸典賒し、債を負ひ逋を逃れ、而して必ず收買して以て誇鬪を務む。實に亦勢に迫るの然らしむる所なり。嗚呼民の惑も亦尙し。然りと雖も觀の美も亦人情のなきこと能はざる所にして先王の因て以て禮を修むる所なり。苟も豪傑の主、超視遠圖して、以て一世の觀を移さんと欲する者、其の間に出来ることあり、斷然小害を郵へず、小利を顧みず、夫の珍異無用の物を萬里に磨きて之を去り、然して後我が固より有る所に因りて其の飾を致し、彼が嘗て輸する所に就いて其の制を立て、之が章程等差を爲して、以て王朝

侯國に施して、士庶鄉間の間に及ぼし、倡ふるに踐履の力を以てし、示すに得失の實を以てし、施すに緩急の序を以てし、又嚴令明刑以て之に從ふあらば則ち、歲月の後、廉風頑習、漸く革戢に就かん、凡そ衣服の章、燕饗の具、皆内に足りて外に求めず、而して蜀錦齊紈戎罽蠻琛、繼ぎて日に臻るも、復た用ふる所なくんば、天下の觀、斯に以て移らん。觀移れば則ち、尙殊なり。尙殊なれば則ち俗成る。俗成れば則ち化久し。是れ其の道たる、止だ弊を一時に革むるのみならずして、遂に時に我が邦の至寶を千萬、斯年に齎みて失ふ事なからんとす。若し夫の藥料水土の課種すべからずして、醫治の給らざるに及びて、乃ち黃白を棄て以て之に副す、是れ亦理勢の已むべからざる所にして、矧や金の歲ごとに海外に出づる者、是の如く寡ければ鐵の日に地中に息する者、自ら當に相償ふべし。思ふに多寡相濟すは、天地の常理、苟も能く節して之を出さば則ち土の生ずる所、豈に移易して以て民用に供するに足らざんや。苟も然ること能はずんば、精實の生ずる、生自ら限りあり、豈に復た以て無用の玩に質へて盡ることなきを得んや。予兼好の人となりを惡む、然るに是の言の裔世に禪けある實に嘉すべきに足る、而して其の生るゝ適ゝ後醍醐帝の時にあり、故に併せて之を論す。

帝の徳に怠るや多し。志満ちて欲縱まゝに、本に亂れて儀に惑ふ、其れ何を以て朝廷と百姓とを正さん。而して法紀貿亂し、總攬當を失ひ、佞人用ひられ諫臣微なり。復た何を以て郡國を綜べて機密を操らん。是に由つて祖業再び墜ちて振復すべからず、許多忠義の士無辜の民をして、鋒鏑に委ね溝壑に墳ち、禍懸々として熄まさらしむ、慎まさるけんや。其の徳を歴叙するに利を以てして終る。孟軻氏の戒むる所、吾れ其れ感なからんや。吾れ其れ感なからんや。

## 跋

勢不可を知りて義已むべからざるものあり、義に任すれば則ち、事成る。義不可を知りて勢止むべからざるものあり。勢に拘へば則ち道缺く、二者相雜るの際に當り、固より輕重を權り、終始を審かにし慮を積み智を殲して以て發すと雖も、其の機に中り其の功を完うするを得がたし。而して其の能く勢をして暗々の中に黙遷し、義をして昭々の上に順行せしむること、春陽の物を融し、疾風の草に被るが若く天下の事を擧げて施すとして意の如くならざるなき者は、特徳にあり。君子其れ豫め以て之を養はざるべけんや。仰ぎ惟みるに列聖化を承け政と俗とに簡に、時無爲と稱す。中世故多きより、治亂相踵ぎ、後醍醐帝に至るに逮んで、恢興を濟すを圖り、成りて復た覆る、則ち其の處脣の方

方、馭攬の術と、夫の閨闥の遠、貨利の細と、微惡得失、沓然として並べ集め、陳べて之を論すれば大に以て世の戒となるものあり。今乃ち敷暢條次し、之を三節に總べて以て斯の編を造る、冀くは以て漢廷の暴虐を援き、唐人の隋奢を述るに微ほん、嗟、予が言の拙くして議の陋しきを以て、苟も治を願ふの君、以て自照すことあらば則ち千歳を過ぐと雖も、其の明も亦將に蔽はざる者あらんとするか。

## 中興鑑言終